



令和6年度実施の定額減税における当初調整給付に不足が生じる方等に、追加で不足額の給付を行います。

令和6年度に実施した定額減税の当初調整給付において、推計所得税額を活用するなど、実額による算定ではないことから、令和6年分所得税及び定額減税実績額等の確定により、当初調整給付額に不足が生じた場合、追加で当該納税者に不足分（万円単位切り上げ）の給付を行う。

●対象見込

（1）令和5年所得等に基づく令和6年分推計所得税額を用いて算定した当初調整給付額と、確定した令和6年分所得税及び定額減税の実績額等に基づき、あらためて算定した本来支給すべき額との間で不足が生じた者（約50,000人）

想定例）失業等で令和5年より令和6年の所得税が減額となる者
子どもの出生等で扶養親族が増加した者 等

（2）税制度上、本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ特定の低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主、世帯員にも該当しなかった者（約5,000人）

想定例）青色事業専従者、事業専従者（白色） 等

●支給金額

（1）再算定した調整給付額と支給済み額との差額（万円単位に切り上げ）

（2）原則40,000円

●支給方法

現在調整中（実施時期や方法等の詳細は、適宜、広報まつどやホームページ等で周知予定）

●予算額

【歳出】13億5,978万6千円（対象者 約55,000人）

【内訳】事業費12億円

事務費1億5,978万6千円

【本件に関する問い合わせ先】

松戸市臨時特別給付金事務センター（コールセンター）

☎0120-300-131（通話料無料）または

☎047-391-4001（有料） F A Xなし